

江南市外部の労働者からの公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関となる、外部の労働者からの公益通報について、必要な事項を定めることにより、公益通報をした者（以下「通報者」という。）の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、法で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部の労働者 通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者及び当該事業者の役員（江南市職員等からの公益通報に関する要綱（平成19年1月1日施行）第2条第1項に規定する職員等を除く。）をいう。

(2) 所管課 通報対象事実に係る処分、勧告等の事務を所掌する課等をいう。

(通報者の責務)

第3条 通報者は、公益通報に当たっては、確実な資料に基づき誠実に行うよう努めなければならない。

2 通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正な目的で公益通報をすることはできない。

3 通報者は、原則として実名により公益通報するものとし、通報者の氏名、通報対象事実が生じた日時及び場所、状況等の内容をわかりやすく伝えなければならない。

(通報及び相談の受付)

第4条 通報及び相談を受け付ける窓口は、総務課とする。

2 通報及び相談の受付は、文書、電子メール、電話、面談その他適切な方法による。

3 総務課長は、受け付けた通報及び相談を遅滞なく所管課に送付しなければならない。

(外部労働者公益通報委員会の設置)

第5条 外部の労働者からの公益通報を処理するため、江南市外部労働者公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、副市長、教育長及び部長級の職にある者をもって構成する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長には副市長を、副委員長には総務部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員会の庶務は、総務課で行う。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員等を出席させることができる。

（受理、不受理の通知等）

第7条 所管課は、本市が処分又は勧告等をする権限を有するものであるとして公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に速やかに通知するものとする。ただし、匿名による通報者及び特に通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

- 2 所管課は、前項の規定により受理した公益通報について、委員会に報告するものとする。
- 3 所管課は、本市が処分又は勧告等をする権限を有しないものであるとして公益通報を受理しないときは、当該通報事案について処分又は勧告等をする権限を有する本市以外の行政機関を、通報者に教示しなければならない。

（公益通報の調査）

第8条 委員会は、前条第2項の報告を受けて調査の要否を判断し、調査の必要があると判断したときは、事実確認のため、所管課に調査を実施させ、その結果を市長に報告しなければならない。

- 2 委員会は、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮するとともに、利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉及びプライバシー等にも配慮しなければならない。

（措置の実施）

第9条 市長は、前条第1項の規定により調査結果の報告を受けた場合において、必

要があると認めるときは、適正な是正措置及び再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 所管課は、前条第1項の規定により報告した調査結果及び前項の規定により市長が講じた是正等の措置を通報者に通知するものとする。ただし、匿名による通報者及び特に通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 通報者に関する個人情報、非公開とするとともに、通報者は、公益通報をしたことによつていかなる不利益な取扱いも受けない。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、公益通報の件数及び主な内容等について、毎年度末に取りまとめ、翌年度に公表しなければならない。

(記録等の管理)

第12条 公益通報の処理に係る記録及び関係資料は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、適切な方法で管理しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から平成19年3月31日までの間においては、「副市長」とあるのは「助役」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。